

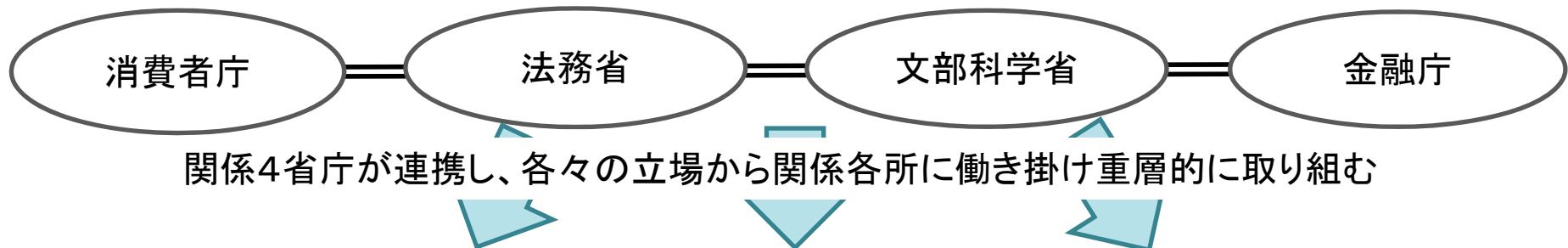
成年年齢引下げに伴う動きについて(報告)

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンについて(令和3年3月22日決定)

趣旨 令和3年度は成年年齢引下げ前の最後の1年となることから、関係4省庁(消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)がさらに連携し、地方公共団体、大学、関係団体、メディア等を巻き込んだ重層的な取組を実施する。

- 消費生活上の契約、家計管理等に関する教育
- 消費者被害防止に資する教育

(※)「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム(平成30年2月20日決定)」の内容も引き続き実施。



【地方公共団体・大学等への働き掛け】

- ・都道府県、大学等への働き掛け
- ・情報発信、セミナー開催等の実施についての働き掛け
- ・「消費者教育アドバイザー」の派遣
- ・地方公共団体主催の教員向け研修への講師派遣
- ・高校・大学等での金融経済教育に関する出張授業の実施 等

【関係団体への働き掛け】

- ・消費者団体、日弁連、金融関係団体等、各省の若年者に関連する団体を通じた注意喚起・情報発信を働き掛け

【イベント・メディアを通じた周知】

- ・シンポジウム・セミナー等の開催
- ・消費者月間や若年者が多く参加するイベントを活用した情報発信
- ・消費者教育フェスタの実施
- ・教員向け法教育セミナー等の開催
- ・インターネット広告、SNS広告等を活用した周知 等

【コンテンツの充実・活用の促進】

- ・実践的な消費者教育に資するコンテンツを作成し、情報発信に活用
- ・契約、家計管理や消費者被害拡大防止等に資する動画作成
- ・高校生向け法教育リーフレットの作成
- ・成年を迎えるにあたって知っておきたい知識を集約し、マンガ、クイズや解説を交えて伝える特設ウェブサイトの作成
- ・金融経済教育に関する年齢層別動画コンテンツの作成 等

消費者庁の取組状況

地方公共団体・大学等への働き掛け

- 都道府県(教育委員会含む)、大学等への働き掛け
- 地方消費者行政強化キャラバン等により直接的に働き掛け

令和3年度：埼玉県、宮崎県、佐賀県、岡山市、岐阜県、岐阜市、豊田市、栃木県、岩手県、盛岡市、愛知県、名古屋市、和歌山県、和歌山市、奈良県、兵庫県、宮城県、群馬県、富山県、神奈川県

→ 地方公共団体も積極的に取組を実施

- 高校・大学向け出前講座の実施

関係団体への働き掛け

- 消費者団体、日弁連、経団連、金融関係団体等の団体へ働き掛け(約80団体)

イベント・メディアを通じた周知

- 若者参加型イベントの実施
18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ
令和4年度消費者月間ポスターデザインコンテスト
- 若者向けイベントの活用
「TGC teen 2021 Winter」成年年齢引下げに関する啓発ステージ
- 特設ページやSNSによる発信

コンテンツの充実・活用の促進

- 啓発・講座動画の作成(ゆりやんレトリィバアさんのラップ動画等)
- 啓発チラシ、ポスターの作成
- 教材の作成

若年者の消費者被害等を防止するための主な施策

2022/1/7
成年年齢引下げに関する関係閣僚会合 資料

これまでの取組（～2021年12月）

施行までの取組（2022年1月～2022年3月）

施行後の取組（2022年4月～）

◆ 教育 —若者を狙った悪質商法等に対抗するための能力の獲得—

- 新学習指導要領の対象となっていない成年年齢引下げ対象者全員(2020・2021年度入学生)が新学習指導要領に基づく充実した授業を受けられるよう、関係の指導内容を前倒しして指導
- 全国の大学の90%で、消費者問題に関する指導・啓発を実施
- 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業を、全国の高校の86%で実施（前年度67%）。同教材を活用した教員用研修動画の作成・周知。
- 法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の高校2・3年生全員に配布（計350万部）
- 金融リテラシー教育を延べ25,000人以上に実施

- 高校等において新学習指導要領（2022年4月～）に基づき新しい科目（**公共**）や内容を充実した家庭科において消費者被害の防止や救済に関する理解を深める教育などがなされるよう、学校現場への更なる周知徹底
- 大学に対して、新入生ガイダンスなどにおける周知を含め、特に2022年度新たに成年となる学生に対する指導・啓発の徹底について改めて依頼し、あわせて学内教職員等の消費者被害の防止に関する意識醸成を図る
- 消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業を全国の高校で100%実施するよう、自治体への働き掛け、学校への出前講座等を実施
- 学校等の要請に応え、法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を追加配布
- 新高校学習指導要領（2022年4月～）における金融教育の拡充を踏まえ、成年年齢の引下げを含めた家庭科指導教材を作成し、教員による授業や金融庁職員による出張授業で活用
- 成年年齢引下げに関するパンフレット等を全国の学習塾においても配布

- 新しい科目（**公共**）や内容を充実した家庭科の新しい教科書により、一層教育が充実
- 大学において、特に新たに成年となる学生に対し、消費者被害の防止に向けた指導等を実施
- 実践的な消費者教育が実施されるよう取組を継続。教員研修の更なる充実の促進
- 法教育リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の高校2年生全員に配布（約130万部）
- 消費者教育フェスタを実施し、教員等への授業の実践方法の共有等を通じて消費者教育の推進を図る
- 成年年齢引下げに関するパンフレット等を全国の学習塾においても配布

◆ 広報・啓発 —若者の注意を喚起するための「プッシュ型広報」—

- 成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」を制作し、全国の高校・大学等に周知
- 動画「1分でわかる成年年齢」と解説資料を全国の高校・大学等に周知
- 消費者ホットライン「188」のバナー広告を掲出（Google等にバナーを1,000万回以上）
- イベント「TGC teen 2021 Winter」において消費者教育に関する啓発ステージを実施（約21万人視聴）
- ハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」を全国の高校・大学等に配布（2020年度・2021年度に各1.2万冊所）

- 人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした大規模キャンペーンを実施
 - テレビCM：全国39局・2週間放映（東京・大阪で延べ視聴率約800%）
 - Web動画：YouTube・Instagram等、若年層・親世代向けに約4,000万imp
 - 交通広告：Twitterで募集した新成人の決意を載せた大規模広告を渋谷駅に掲出
 - インフルエンサーによるキャンペーンの拡散（総フォロワー数100万人以上）
 - 週刊少年マガジン（週刊発行部数約65万部）：4週にわたり、紙面に広告を掲載
 - ポスター：全国の高校、大学、自治体等に3.1万部を配布
- 成年年齢引下げをテーマとするテレビ番組を放映予定（日本テレビ）
- 動画「1分でわかる成年年齢引下げ」のインターネット広告を実施（インターネット広告を活用し、YouTube・Instagram・Twitterで計300万imp）
- 消費者ホットライン「188」を若者に広く知らせるための参加型SNSキャンペーンを実施
- 「うんこドリル」のキャラクターを活用したウェブコンテンツを作成し、過剰借入・ヤミ金利用について注意喚起

- 大規模キャンペーンの認知度、理解度等を検証
- 検証結果を踏まえ、リスクへの注意喚起を重点とした更なる広報を展開
- ハンドブック「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～」を全国の高校・大学等に配布（毎年度1.2万冊所）
- 関係省庁において「消費者相談ダイヤル」を用意するなど、若年者からの相談対応を強化
- クレジットについて、インフルエンサーを起用したウェブコンテンツを展開

◆ 関係業界への働き掛け —若者との取引の相手方となる事業者へのアプローチ—

- 関係業界への自主的な取組を要請
 - ・資金業協会において、アンケートを通じて把握した個社の取組の好事例を横展開。また、特設ウェブサイトで啓発を実施。
 - ・日本クレジット協会のアンケート結果を踏まえ、若年者への配慮・情報提供や過剰・信防止への取組を要請。若年者向け特設ウェブサイトにて啓発を実施（約25万アクセス）。
- 「消費者教育全力」キャンペーンに基づき、約80の団体に周知広報の取組を働き掛け
- 悪質事犯の未然防止等に向けた特定商取引法等の改正

- 全府省庁から、各所管業界に対し、若年者への適切な配慮を要請し、若年者との契約に当たっての留意事項を通知
- 若年者の利用が多いサービス業界の関係団体等（※）と連携した周知・啓発キャンペーンを実施
 - ※資金業協会、日本クレジット協会、全国銀行協会、求人メディア事業者等
 - ※資金業協会において、金融トラブル事例や資金業協会の特設ウェブサイトを紹介するYouTube広告を実施（約10万アクセス）
 - ※日本クレジット協会の若年者向け特設ウェブサイトで啓発を実施（インターネット広告を活用し、約20万アクセス）
- 資金業協会における自主ガイドライン（収入の状況を示す書類の確認等）の策定等を行う。クレジット事業者に対しては過剰与信防止の更なる自主的な取組を要請。過剰借入・与信防止の観点から、当局の監督・検査により遵守状況をモニタリング。
- 若年層を標的とした悪質な貸付け、利殖勧誘等に係る事犯の取締り

イベント・メディアを通じた周知

- 「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」
(応募期間:11/4~1/5)



- 令和4年度消費者月間
ポスターデザインコンテスト
(応募期間:11/17~1/28)

【令和4年度消費者月間統一テーマ】
**考え方！大人になるとできること、
気を付けること
～18歳から大人に～**

をイメージするポスターデザインを募集します。

【消費者月間とは】各年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

応募期間 令和3年11月17日(水)～令和4年1月28日(金)16時までにメール着
応募資格 プロ・アマを問わず、応募できます。ただし、日本国内に居住する方に限らせていただきます。
応募方法 応募様式に必要事項を記載の上、作品と併せて電子メールにて
syouhisyagekkan@caa.go.jpまでお送りください(詳細は募集要項参照)。
審査 「令和4年度消費者月間ポスターデザインコンテスト審査委員会」において、採用作品を1点決定いたします。正式発表は2月中旬の予定です。
採用作品 採用作品をもとにポスターを作成し、令和4年5月の消費者月間の周知・啓発のため、広く活用します。また、消費者月間ポスター以外の媒体においても消費者問題の周知・啓発のために広く活用されることがあります。

- 「TGC teen 2021 Winter」
成年年齢引下げに関する
啓発ステージ
(2021/11/20 21万人が視聴)
※事後もWEBサイト等で視聴可能



● ウェブサイトによる発信 消費者庁「18歳から大人」特設ページの作成

● SNSによる発信

○消費者庁「18歳から大人」 Twitterアカウントでのツイート(3月22日)

2022年4月から、成年年齢が18歳に！

¥儲かるよ！ キレイになるよ！
友達誘わない？ 初回無料！
おいしい話にはウラがある
契約トラブルで困ったら？

消費者庁「18歳から大人」
@caa_18sai_otona

2022年4月から成年年齢が引き下げられ、「18歳から大人」に！大人になると一人で契約ができるようになるなど、世界が広がりますね！でも注意も必要です。消費者庁では、大人になる方に向けたいろいろな情報をお届けしていきます。

自己紹介を翻訳

消費者庁「18歳から大人」
1件のツイート

ツイート ツイートと返信 メディア いいね

消費者庁「18歳から大人」 @caa_18sai_otona · 5分
【#18歳から大人】まであと375日】「成年年齢引下げ」に伴う消費者教育企画「キヤンペーン実施決定！2022年4月からは18歳で大人！一人で契約ができるようになるなど世界が広がりますが、注意も必要です！いま見るべき情報を#18歳から大人で発信していきます！#18歳から大人 caa.go.jp/policies/policy...

2022年4月から、成年年齢が18歳に！

¥儲かるよ！ キレイになるよ！
友達誘わない？ 初回無料！
おいしい話にはウラがある
契約トラブルで困ったら？

○LINE公式アカウント 「消費者庁 若者ナビ！」(8月4日開設)

18歳から大人に！
成年年齢引下げのあれこれ

いつから変わるの？

どうして変わるの？

何が変わるの？

消費者庁の特設コンテンツへ

まず知ってほしいこと もっと知ってほしいこと

まず知ってほしいこと もっと知ってほしいこと

まず知ってほしいこと もっと知ってほしいこと

18歳から大人に！
成年年齢引下げの
あれこれ

消費者ホットライン
188とは

消費者庁って
どんなところ

投稿

いままでのメッセージ配信
(バックナンバー)

まず知ってほしいこと もっと知ってほしいこと

まず知ってほしいこと もっと知ってほしいこと

健康食品

美容・脱毛工ステ

マッチング
アプリ

ネット通販・
フリマアプリ

クーリング・オフ

もうけ話

コンテンツの充実・活用の促進

- 啓発動画の作成(ゆりやんレトリィバアさんのラップ動画等)
- 啓発チラシ、ポスターの作成

【ゆりやんレトリィバアさんのラップ動画(吉本興業と連携)】



【18歳から大人
(新生活応援チラシ)】



●「社会への扉」動画講座(教師用<全2回>・生徒用<全3回>)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/movie/

「社会への扉」動画講座 教師用第1回

○消費者の権利、消費者の責務

21世紀に入り消費者施策は「保護」から「自立支援」へ転換

従来の消費者政策は事業者を規制することが中心の手法で、消費者は行政に「保護される者」と捉えられ、消費者保護施策が中心であった。

平成15年（2003年）国民生活審議会消費者政策部会から「21世紀型消費者政策の在り方について」取りまとめ

平成16年（2004年）「消費者保護基本法」から「消費者基本法」へ改正
消費者基本法には以下の消費者の権利の内容が盛り込まれた。

消費者基本法 第2条(基本理念)

消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、①消費者の安全が確保され、商品及び役務について②消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対する必要な情報及び③教育の機会が提供され、④消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに⑤消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。



「社会への扉」動画講座 生徒用第1回

3 契約をやめる—未成年者取消し

Q3 17歳の高校生が、保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約した。この契約は取り消せる？



- A3 ① 取り消すことはできない。
② 未成年者取消しができる。
③ 保護者が取り消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる。



● 特別支援学校(高等部)向け消費者教育用教材の開発 ～ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話～

令和3年6月公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/special_school.html



(掲載ページ)

主に知的障害のある生徒を対象とする消費者教育用教材です。身近な買物や契約の仕組みなどを学ぶ

「基礎編」と、契約トラブルの具体的な事例から対処法等を学ぶ「実践編」で構成し、合計7つのテーマを収録。

教材は、(1)スライド教材（基礎編・実践編）、(2)活用の手引、(3)ワークシート、(4)イラスト集から構成されています。

ポイント1 高校生のキャラクターと一緒に学ぶスタイルを採用

高校生のキャラクターであるショウとセイコが、トラブルにあって困ったり、失敗した場面を取り上げ、断り方や相談の仕方を具体的に学べるように工夫。



ポイント2 スライド教材は教員がカスタマイズ可能に

スライド教材は編集可能な形で提供し、教員が生徒の実態等に合わせてスライド教材の順番やイラスト等を変更したり、組み合わせることも可能。



ポイント3 教員向けに活用の手引、ワークシート等も制作

授業の参考になる情報を掲載した教員向けの手引や、ワークシート、スライドに使用したイラストを集めたイラスト集も制作。



	テーマ	概要
基礎編	① 買物・契約の基本	売買契約の仕組みや、契約には権利と共に義務が生じることなどを学ぶ。
	② 商品の選び方	買物をするときの手順や、購入目的に応じて商品を選ぶポイントについて学ぶ。
	③ いろいろな支払方法	現金、カード、スマホ決済を使った支払方法の特徴と注意点について学ぶ。
	④ 上手なお金のやりくり	収入と支出のバランスや、お金のやりくりが大切なことについて学ぶ。
実践編	① ネットショッピング	ネットショッピングの特徴や、トラブル事例から利用上の注意点や対処方法を学ぶ。
	② スマホ・ネットでのトラブル	スマホ・ネットでのトラブル事例と、トラブルに遭わないための注意点について学ぶ。
	③ 契約トラブルの対策・対処法	身近な契約トラブル事例と、トラブルに遭わないための注意点について学ぶ。

●中学生向け消費者教育プログラム(新学習指導要領準拠版)

令和3年4月公表

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/#m003

このプログラムは、実際に中学生が巻き込まれた買物トラブルや、インターネット上の事実とは異なる情報に関するトラブル事例をヒントに、なぜそのようなトラブルが起こるのかを考え、話し合うことで、トラブルに遭わないためにはどうすればよいか、生徒たち自らが、自分事として考えることができるよう構成しています。

契約の仕組みやその重要性を理解するために

プログラム①契約編「買物のトラブルはなぜ起こる」



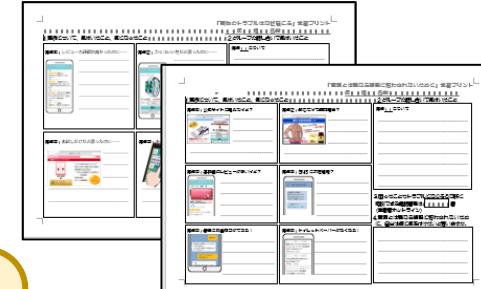
「指導者用解説書」①契約編
(27P) ②批判的思考力編 (28P)



「買物のイメージ」 (6事例)
「買物のトラブル事例」 (6事例)

情報をうのみにしない、批判的思考力を身に着けるために

プログラム②批判的思考力編「事実とは異なる情報に惑わされないために」

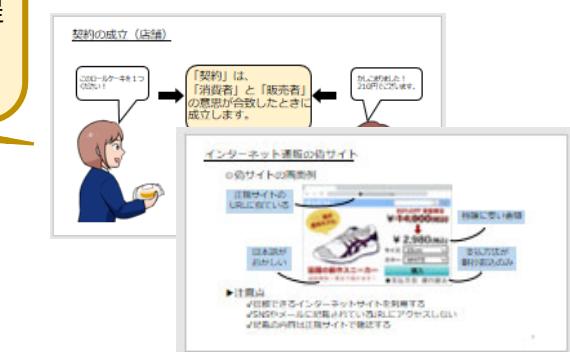


学習プリント (各1枚)

「**支援ツール**」は、実際に中学生が巻き込まれたトラブル事例に基づく**各種事例集、生徒用解説**を、授業にそのまま利用できるパワーポイントで提供。**学習プリント** (Word版)と共に、部分使用及び適宜改変も可能。



「事実とは異なる情報の事例」
(9事例)



「生徒用解説」
①契約編 (14P) ②批判的思考力編 (6P)

●金融リテラシーeラーニング講座(マネビタ)

<https://www.shiruporuto.jp/public/document/container/e-learning/>

(金融経済教育推進会議)



若者の相談に見られる商品・役務別相談件数(2019年度)



情報商材とは…
インターネットの通信販売等で、副業・投資やギャンブル等で高額収入を受けるためのノウハウ等と称して販売している情報のこと。情報商材の形式は、PDF等の電子媒体、動画、メールマガジン、アプリケーション、冊子、DVD、USBメモリー等がある。



テーマ	講義名	講師担当団体
金融と経済を学ぶ	あなたの夢の実現と持続可能な社会の実現に向けて ～なぜ金融リテラシーが必要か？	金融庁
	キャッシュレス決済	金融広報中央委員会
	金利と経済	
	金利の基礎	
ライフプランを描く	生活設計 ～個人で考えよう、家族で話そう将来設計	日本FP協会
	家計管理 ～夢の実現に向けお金の管理方法を学ぼう	
お金を借りる	ローンの基礎	全国銀行協会
	クレジットカード	
	住宅ローン	
	奨学金	日本学生支援機構
お金を増やす	資産運用 ～始める前に	日本証券業協会
	投資リスクの管理(リスクの軽減)	東京証券取引所
	NISA・確定拠出年金	投資信託協会
リスクに備える	生命保険	生命保険文化センター
	損害保険	日本損害保険協会
トラブルを避ける	消費者トラブルに遭わないために～契約の基礎と最近の消費者トラブル事例	消費者庁 (協力:国民生活センター)